

委託仕様書

1 委託業務名

京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）とその周辺施設等における公共空間づくり支援業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

京都市男女共同参画センター（以下「ウイングス京都」という。）は、公園や小学校に隣接するなど、若者や子育て世代など多様な人々が集まる恵まれた立地にある。本市では、男女共同参画施策を一層推進するため、施設認知度の更なる向上や幅広い世代の利用促進に向け、民間活力も取り入れながら、誰もが気軽に立ち寄れる開かれた公共空間・施設づくりを目指している。

本業務は、地域住民や多様な人々との対話（市民参加型ワークショップ等）を通じて、ウイングス京都と隣接する御射山公園との一体的な活用や関係施設との連携、地域への波及効果などを検討し、具体的な活用の姿（デザイン）を可視化することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 市民参加型ワークショップ等（以下「WS等」という。）の企画・運営等

ア ウイングス京都及び周辺エリアの地域資源等の把握

WS等を通じて、本エリアの地域資源を調査・分析すること。また必要に応じて、施設利用者、来街者、地域団体へのヒアリング等を実施すること。

イ 企画立案

ウイングス京都の有するポテンシャル（※）を最大限引き出す空間利活用案を市民と共創することを目的に、以下をテーマとしたWS等を実施すること（3～5回程度）。実施回数や手法等の詳細については、受託者の提案を踏まえつつ、本市と協議のうえ決定すること。

【テーマ】

- ① 民間活力導入の地域への波及
- ② ウイングス京都と御射山公園の一体的な活用
- ③ 施設管理者（京都市男女共同参画推進協会、京都市ユースサービス協会）及び周辺店舗等と連携した取組

※ 御射山公園や高倉小学校に隣接し、近隣には多様な商業店舗がある。また今後、1階には株式会社大垣書店が出店し、「書店を核にした学びと交流の広場が、多世代の参画を支え、地域に賑わいと新しい公共性を生む拠点に」というコンセプトの下、事業を展開する予定。

ウ 運営

会場設営・撤収、参加者受付、消耗品準備等、実施に必要な運営業務一式を行うこと。

エ 専門家等の登用

以下の点について、専門家等を登用すること

- ・ ファシリテーション
- ・ 4(1)ア①～③に掲げるテーマに関連する有識者、関係者等

オ ターゲット設定と広報

若者や子育て世代をはじめ、多様な主体の参画を促進する効果的な広報を実施すること。

(2) 関係者との検討会の企画・運営支援

ア 検討会の開催

- ・ 本業務の円滑な推進と合意形成に向けた場として、関係者検討会を年間4回程度開催すること。
- ・ 各検討会は、業務の進捗に合わせ実施すること。
- ・ 検討会の構成員となる関係者として、自治連合会や公園愛護協力会等の地域住民、株式会社大垣書店、施設管理者(京都市男女共同参画推進協会、京都市ユースサービス協会)等を含む想定であるが、検討会の具体的な構成員については、各回の開催目的や協議内容に応じて、本市と協議のうえ調整するものとする。

イ 関係者との個別協議支援

検討会の開催に加え、地域住民の意向をきめ細やかに反映するため、本市が行う自治連合会や公園愛護協力会、周辺店舗等との個別協議・調整を支援すること。

ウ 技術的・予算的検討の整理

空間デザインの検討に当たっては、技術的な実現可能性を検討会へ提示する資料として整理すること。

(3) 空間利活用案の検討・作成

ア (1)及び(2)を踏まえ、空間利活用案について、テキスト、パース図等で可視化すること。パース図について、「御射山公園との境界部分との連続性」や「施設内の開かれた公共空間」等の複数のテーマにより、合計2点以上作成することとし、多様な人々が過ごすシーンや賑わいが視覚的に伝わる描写とすること。

当該図面については、WS等や関係者検討会で掲示できるサイズ(A2以上を想定)で出力すること。

イ 空間利活用案の実現にハード整備を伴う場合は、整備に係る設計及び工事の概算費用を算出すること。

なお、本費用については、令和8年10月中を目途に提出すること。

(4) 実現に向けたロードマップの提案

ア 本業務の具体的なスケジュールや事業スキーム(フロー図、スキーム図等)を作成・提案すること。

イ 今後のウィングス京都の機能のアップデートの実現に向け、実施に至るまでの具体的なスケジュールや事業スキーム(フロー図、スキーム図等)を作成・提案すること。

(5) その他

ア 本市が関係施設や地域住民等の関係者と協議を行う際は、本市の求めに応じて助言や資料作成のサポートなどの支援を行うこと。

イ 本市及び関係者と打合せを行った内容について、速やかに協議録を作成し、提出すること。

ウ 本仕様書に明記のない事項であっても、本業務を円滑に遂行し、その目的を達成するために必要と認められる事項については、本市と受託者の協議のうえ実施するものとする。

6) 報告書等の作成・提出

「6 成果物」に記載のとおり。

5 実施体制等

- (1) 受託者は、業務の遂行を総括する統括責任者を定める。
- (2) 統括責任者は、常に業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮監督し、業務の円滑な進捗に努める。
- (3) 受託者は、実施体制に一級建築士の資格を有している者を配置すること。
- (4) 発注者が特別の事情があると認めた場合を除き、本業務に係るプロポーザル方式による手続において受注者が提出した提案書に記載された実施体制により本業務を履行すること。
- (5) 本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を得ること。

6 成果物

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 本業務で取得又は利用、作成した資料 3部
- (3) (1)及び(2)に係る電子データ（CD-R又はDVD-R）一式

※ 電子データは Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat を基本とする。Adobe Illustrator を使用する場合は、元データに PDF データを添えて提出することとする。その他のアプリケーションを用いる場合は、発注者と協議を行うこと。

7 履行確認

- (1) 業務を完了したときは、速やかに完了通知書を提出し、業務を完了した旨を発注者に通知すること。
- (2) 業務の完了を確認する日時及び場所は、発注者が決定する。
- (3) 受注者は、あらかじめ必要な成果物を整えたうえで、決定された日時及び場所において、業務の完了について確認を受けること。

8 委託料の支払条件

委託料は、業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。

9 業務完了後の書類の提出

業務完了後、次に掲げる書類を速やかに提出すること。

- ・ 完了通知書
- ・ 成果物（本仕様書「6 成果物」参照）
- ・ 請求書

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。ただし、協議が整わない場合においては、発注者が決定するものとする。
- (2) 取組主体の都合等により、期間や業務内容の変更が必要となった場合、発注者と受注者で協議を行い、取り組むこととする。また、これに伴い契約変更及び委託料の変更を行う場合がある。
- (3) 本業務は、本仕様書によるほか個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書に基づき実施するものとする。
- (4) ワークショップ等に要する費用（施設使用料やイベント賠償責任保険料を含む。）については、本業務の委託料に含むものとする。ただし、協議により、発注者が別途、用意する場合がある。

【参考】ウィングス京都及び周辺地域の概要

1 ウィングス京都

- (1) 施設の場所 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地
- (2) 設置目的 男女共同参画の推進に資する活動の用に供すること
- (3) 延床面積 10,440㎡
- (4) 主要構造及び階数 RC造、地下2階地上4階建
- (5) 開設 平成6年4月1日

2 位置図

